

# 特許侵害訴訟における証拠収集手続の運用の 実情に関する国際的比較

## － 「国際知財司法シンポジウム2017～日中韓・ASEAN諸国 における知的財産紛争解決～」（1日目）の結果概要－

知的財産高等裁判所 判事  
杉浦 正樹

### 第1 はじめに

「国際知財司法シンポジウム2017～日中韓・ASEAN諸国における知的財産紛争解決～」は、全体としては3日間（平成29年10月30日～11月1日）にわたり開催されたところ、知財高裁は、このうち1日目のプログラムを担当し、日本、中国、韓国、シンガポールの4か国による模擬裁判及びパネルディスカッションを実施した。本稿は、この1日目の模様を紹介することを通じて、上記4か国の特許侵害訴訟における証拠収集手段の運用の実情を部分的ながら紹介するものである。

幸いにして本シンポジウムは大きな関心を呼び、3日間通じて延べ約1300名という多数の参加を得られ、1日目に限って見ても延べ約500名に上る「傍聴人」の傍聴を得られた。また、その際実施したアンケート結果を見ても、おおむね好意的な感想をいただいている。主催者の末席に連なる者として、本稿の読者にも少なからず含まれるであろう「傍聴人」の皆さまをはじめとする関係者に、この場を借りて感謝の意を述べさせていただきたい。

### 第2 模擬裁判

#### 1 模擬裁判の目的等

前記のとおり、知財高裁は、本シンポジウムにおいて、知財分野におけるアジアの主要国といっよ日本、中国、韓国、シンガポールによる模擬裁判及びパネルディスカッションのプログラムを担当した。より詳細には、特許侵害訴訟における証拠収集手段をテーマとする後記共通事例に基づき、証拠の採否をめぐる裁判所と当事者とのやり取り及び裁判所の採否判断等の具体的な模様を、模擬裁判という形で各国の裁判官及び弁護士が実演した上、その結果の共通点及び相違点等につき4か国の裁判官及び弁護士がパネルディスカッションを行った。

外国の法令それ自体及び法制度に関する情報の入手が時として困難であることは多言を要しない。また、訴訟運営の実際のあり方に関する情報は記録化されない部分も少なくないため、直接その手続に関与した者以外にとって、その把握に一層の困難が伴うであろうことは容易に推察される。

しかし、模擬裁判として訴訟の特定の場面を取り上げ、当該国の実務家が実演して見せることで、このような訴訟運営の実情を文字通り可視化することができる。しかも、4か国が、共通事

例に基づき、同一の機会にこれを行うならば、相互間の共通点及び相違点等が鮮明に際立ち、これらを比較することを通じて、それぞれの法制度及び訴訟運営の実情に関する理解をより一層深めることを期待し得る。模擬裁判及びパネルディスカッションという方式を採用したのは、こうした意図による。

また、具体的なテーマとして特許侵害訴訟における証拠収集手段を選択したのは、訴訟の帰趨を大いに左右する重要な手続である上、各国の法制度の沿革や実情に応じて、制度的にはもちろん、訴訟運営の実務レベルでもかなりの違いを生じることが予想されたことなどが理由である。

加えて、模擬裁判の内容を理解するためには、各国の訴訟制度に関する基礎的な情報や理解も不可欠であるが、今回模擬裁判を実演する中国、韓国、シンガポールの訴訟制度に関する情報等は、日本国内で広く知られているといえるほど豊富とはいいがたい。そこで、模擬裁判の前提として、各国の特許侵害訴訟でポイントとなる制度の説明を当該国の法律実務家に行っていただくこととした。模擬裁判を前提とすることや時間的な制約もあって、質量とも限られたものとならざるを得ないものの、こうした説明がされること自体によっても多くの有益な情報が得られると期待したものである。

## 2 模擬裁判の共通事例

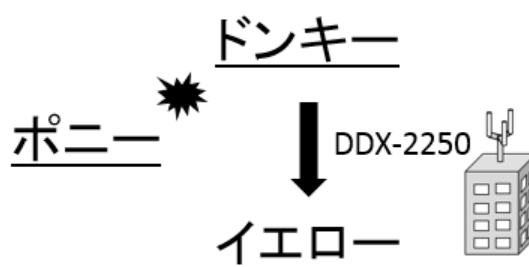
### (1) 事案の概要

#### ア 当事者等

ポニー・テクノロジー社（「ポニー」。A国法人）は、通信状態が混雑した場合に、ベースステーションから携帯電話端末に対し信号を送信することによって、携帯電話端末が選択すべき最適なチャンネルを指定するという方法の発明に係る特許権（「本件特許権」）を有する。

ドンキー・コム社（「ドンキー」。A国法人）は、携帯電話網を構築するための装置を製造し、各国の事業者によってこれを供給している。イエロー・テレコミュニケーションズ社（「イエロー」。A国法人）は、A国内において携帯電話網を構築している事業者である。

ドンキーは、A国内で、携帯電話網を構築するための装置であるDDX-2250（A国内で製造等されたものにつき、「被告製品」）を製造し、これをイエローに販売した。



ポニーは、被告製品は本件特許の特許請求の範囲に記載されたベースステーションに相当し、ベースステーションから携帯電話端末に対し信号を送信するという方法の使用にのみ用いる製品であるから、ドンキーによる被告製品の販売行為は、間接侵害を構成し、本件特許権を侵害するとみなされると考えている。

#### イ 本件特許発明の内容等

従来技術では、携帯電話端末がチャンネルを選択し、ベースステーションに対し当該チャンネルの使用許可を要求していたが、通信状態が混雑した場合には、携帯電話端末は通信の混雑状況を把